**令和２年度における新規高卒者の応募・推薦に係る取扱いについて**

**～大阪府高等学校就職問題検討会議における検討結果～**

　高校生活から職業生活への移行について実態を把握し、課題を明らかにするための調査や新規高卒者の就職支援対策等について検討を行ってきた文部科学省と厚生労働省共同による「高校生の職業生活の移行に関する調査研究会」の最終報告を踏まえ、大阪府高等学校就職問題検討会議（以下「検討会議」という。）を設置しているところですが、今般の新型コロナウイルス感染症の影響による全国の高等学校の臨時休業期間を考慮した、全国高等学校長協会、主要経済団体、文部科学省及び厚生労働省による検討会議の結果である採用選考開始期日の全国的な変更を踏まえて、改めて検討を行い令和２年度における新規高卒者の求人・求職・就職に係る取扱いについて、次のとおり申し合わせを行いました。

［大阪府高等学校就職問題検討会議］

大阪府教育庁、大阪市教育委員会、堺市教育委員会、大阪府高等学校進路指導研究会、大阪市立高等学校進路指導協議会、大阪私立高等学校進路指導研究会、都市立高等学校長会、公益社団法人関西経済連合会、大阪商工会議所、大阪府中小企業団体中央会、一般社団法人大阪府雇用開発協会、大阪労働局

**◆令和２年度における新規高卒者の応募・推薦に係る取扱いについて◆**

**１　複数応募の開始時期等について**

* 令和２年１１月１日以降１人２社までとする。

**２　複数応募が可能な求人について**

* 指定校求人以外の公開求人とするが、求人者が併願者の応募を可とする求人に限る。

**３　複数応募が可能な生徒について**

* 令和２年１１月１日現在で採用が内定していない者とする。ただし、令和２年１０月３１日

までに応募し、採否結果が未だの場合は不採用の通知があった以降とする。

**４　採用選考等について**

〇　求人者は学校を通じて生徒から応募があった場合、速やかに採用選考を行うこと。また、選考結

果についても速やかに学校を通じて生徒に通知すること。

〇　求人者は求人数を上回る採用内定を出した場合でも内定の承諾があった内定者全員を雇用する

こと。

* 求人者は単願・併願のみをもって採用選考の判断基準としないこと。

**５　生徒の意思表示について**

* 生徒は内定通知受領後、速やかに内定の承諾について学校を通じて求人者へ通知すること。

なお、２社から内定を受けた場合は、いずれかの求人者に対して内定の承諾の通知を、もう一方の求人者に対しては内定の辞退の通知を速やかに学校を通じて行うこと。